

補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

三股町長



年 月 日付けで申請のあった三股町浄化槽設置整備事業補助金については、下記の金額を交付することを決定したので通知します。

記

- 1 交付金額 金 円
 - (1) うち浄化槽設置に係る分 金 円
 - (2) うち宅内配管に係る分 金 円
 - (3) うち単独浄化槽・くみ取り槽撤去に係る分 金 円
- 2 交付条件等
 - (1) 補助対象者は、年 月 日までに補助事業を完了してください。ただし、やむを得ない理由により、工事を期日までに完了することができないときは、あらかじめ町長に届け出て、その承認を受けてください。
 - (2) 承認事項等
 - ア 次の各号に該当する場合は、あらかじめ町長に届け出て、その承認を受けてください。
 - (i) 工事の内容を変更しようとするとき。
 - (ii) 工事を中止又は廃止しようとするとき。
 - イ 補助対象者は、工事が予定の期間に完了しない場合は又は工事の遂行が困難となった場合においては、その理由その他必要な事項を町長に報告し、その指示を受けてください。
 - (3) 状況報告
補助対象者は、工事の遂行の状況に関し、町長の要求があったときには、直ちに町長に報告してください。
 - (4) 実績報告
補助対象者は、工事が完了したときは、完了後30日又は申請のあった年度の3月31のいずれか早い日までに、実績報告書を提出してください。
 - (5) 補助金の確定、通知
町長が、前号の規定により提出された実績報告書を査定し、工事の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、通知します。
 - (6) 補助金の交付等
補助金は、前号の規定による補助金の額の確定後、すみやかにその金額を交付します。